

羽曳野ブランド遵守事項

羽曳野ブランドに係る登録及び使用にあたり、以下の遵守事項等につきましてご留意いただきたくお願い申し上げます。

1. 禁止行為

- 一 羽曳野ブランド認定委員会及び運営事務局の禁止又は注意の指示に従わないこと
- 二 羽曳野ブランド認定委員会及び運営事務局の名誉をき損し信用を傷つけ又は利益を害すること
- 三 羽曳野ブランド認定委員会が依頼した業務に関連して知り得た秘密を漏らし、又は盗用すること
- 四 羽曳野ブランドに認定された身分において羽曳野ブランド認定委員会以外の者から不当に金銭を受受すること
- 五 羽曳野ブランドの名称、略称若しくは呼称（以下「名称等」という。）、羽曳野ブランドの事業の名称等を本目的以外にみだりに使用すること
- 六 虚偽の報告をすること
- 七 その他、羽曳野ブランドの業務執行に支障があると判断される行為を行うこと
- 八 羽曳野ブランドを使って金銭的な報酬を要求する等の営業行為

2. 届出事項

羽曳野ブランドを使用した事業に関連して次に掲げる行為（以下「事業関連行為」という。）をしようとするときは、事前に運営事務局への届け出をしていただくようお願いいたします。

- 一 羽曳野ブランドの認定商品に関する変更事項について
- 二 羽曳野ブランドに認定されている事業所自身の変更事項について

3. 承認事項

認定を受けた羽曳野ブランドに関連して新聞、雑誌等に寄稿し、又は出版し、若しくは講演等をしようとするときは、事前に申請し羽曳野ブランド認定委員会及び運営事務局の承認を受けていただくようお願いいたします。

4. 個人情報保護

羽曳野ブランド認定委員会及び運営事務局が依頼した業務上取得した個人情報や業務上取り扱う情報について、個人情報保護規程に従って取り扱うようお願いいたします。

5. 損害賠償

羽曳野ブランドに認定された者が故意又は重大な過失により、羽曳野ブランド認定委員会及び運営事務局に対して損害を与えたときは、羽曳野ブランド認定委員会及び運営事務局は当該認定者に対して、損害の一部又は全部について損害賠償させることができます。

6. 契約解除後、契約終了後の効力

「1. 禁止行為」、「3. 承認事項」、「4. 個人情報保護」、「5. 損害賠償」については、羽曳野ブランド認定委員会との契約解除後又は契約終了後においても、なお、その効力を有するものとします。

7. 事故等の補償について

認定された事業者が羽曳野ブランドというブランドをつかった事業活動中の事故（移動中も含む）に対して補償はありませんので、事故等の防止について十分ご注意ください。

8. その他（に係る相談について）

羽曳野ブランドというブランドの運用・採択に係る詳細事項については、年度により変更することがあり、また、たとえ今回申請の基準を満たしている場合であっても、今後の運営状況から採択されない場合があります。

上記、内容を確認し、遵守することを誓います。

年 月 日

住所

氏名

印